

# 経済産業省政策評価懇談会（第21回） 議事録

日時：平成26年3月28日（金）

場所：経済産業省本館1階 東共用会議室

○中石課長　　本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。  
今年度最後の政策評価懇談会を開催いたしたいと思います。

まず、本日の進め方の確認ですけれども、本日の議事につきましては、議事録を当省ホームページで公開させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

それから、今回の懇談会は、昨年、委員の方、一部入れ替わっていただきまして、それ以降での初めて3人そろっての開催となります。3人の先生方ということではありますけれども、開催に当たりまして、座長を一応決めさせていただきたいと思っております。

事前に各委員の御意見を伺いまして、事務局としては、山谷委員に座長をお願いしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、座長を山谷先生をお願いいたします。

ただ、本日の司会進行につきましては、私ども事務方の方で務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

では、お手元の資料を御確認いただきたいと思っておりますけれども、表紙の経済産業省政策評価懇談会という議事次第に書いてある資料以下、資料番号を付してありまして、7まで、御確認いただければと思います。

今回の議事次第の全体の流れを紹介したいと思います。本日は、政策評価懇談会、年度最後の開催となりますけれども、様々な政策評価に係る課題とか、あるいは皆様に御意見いただきたいことが結構たまってありまして、それを、一掃と言うと変な言い方ではありますが、皆様方に御意見、御質疑いただきたいと思っております。

今日の議題の流れは、基本的には政策評価、行政事業レビューの今後の取組の議題とか、そういった全体の方向性の話もございまして、また毎年度定める特許庁の目標についての議題ですとか、法人、政府関係機関のガバナンスというのがいろいろと議論になっておりますけれども、当省所管の公益法人の関係で、特に単独で権限付与している法人というのがありますけれども、それに係るフォローアップをしておりますので、そういったことの御確認等、我々のやっている作業について御意見をいただければと思っております。

では早速始めたいと思っております。議題のまず1番目、「平成26年度に特許庁が達成すべき目標について」という資料に基づきまして、特許庁の堂ノ上課長から御説明をお願いいたします。

○説明者（堂ノ上課長）　　総務課の堂ノ上でございます。日ごろからありがとうございます

ます。それでは、説明させていただきます。

まず、資料2の文章で書いてあるものでございますけれども、ここでまずポイントを今回のポイントとして御説明させていただきます。

2段落目をごらんいただけるとありがたいのですが、まさに閣議決定に基づきまして、ここの最後の行にございます、世界最速かつ、速いだけではなくて、最高品質の知財システムを目指すのだということを大きな目標として取り組んでまいりたいと思っております。様々、皆様からお力添えをいただきまして、現在の目標でございます一次審査、通知までの期間、First Actionと呼んでおりますけれども、次の段落、これは11か月以内とするという目標でございます。これは年限が今年度末、もう間もなくでございますけれども、現状、11か月以内というのは達成できる見込みでございます。したがって、これは一つの区切りとして、次の大きな目標期間に入るものと私ども思っております。

具体的には、審査は1度では終わらないで、その後、拒絶理由が行きますと、それに対する意見書、補正書などが出てまいります。その後また審査をして権利化するものですから、その後の権利化までの期間についても対象とするということで、新たな目標を設けたいと思っております。

それから、速さだけではなくて、質につきましても、達成すべき目標を定めるべく外部委員会を設けたいと思っております。また、審判につきましても、審査の後のことでございますけれども、これらについても機会は確保しつつ、やはりこれも早期にできるだけ確定したいということで、できる範囲での目標設定をやっていきたいと思っております。

ただ、速くするというこのために、特許、どうしても当事者がおられますので、当事者の方の意見を述べられる機会というのを奪ってはいけませんので、その点については確保するというので、これを念頭にして目標設定をしたいと考えております。

それでは、恐れ入りますけれども、資料4の参考資料の1ページ目、これは何度も御説明したことがあるかもしれませんが、特許、意匠、商標、この各々について審査の一覧というのがございます。

2ページ目のところで、今申し上げました特許を例に取っておりますけれども、この期間の起算点というのが出願の後の審査請求というところから始まります。そこから、今、11か月と申しましたFirst Action期間、審査官が、最初の拒絶なのか登録なのかということ判断するまでの期間、これが今11か月を達成しようとしているところでございます。ここまでは今まで権利の目標が設けられておりましたけれども、この後、理由通知に対し

で出願人からの意見、補正というのが出てきます。その後、これによって瑕疵が治癒された場合は登録、そうでない場合は拒絶。こここのところまでを今度の新しい目標として設定させていただきたい。さらに、その後の審判というところについても、できるだけ速度についても目標を設けさせていただきたいと思っておるところでございます。

それで、3ページのところでございますけれども、特許、長い取組でございますので、単年度の目標だけではなくて、より長期的な目標ということ、大臣の指示を受けまして取り組んでいきたいと思っております。具体的には、この3月11日プレスリリースの抜粋ということで、下にこれまでの目標というのが書いてございますけれども、F A、First Actionが11か月ということでございます。これを2023年度までかけて10か月にすると同時に、現在、権利化全体までの期間というのを、右側にありますように、29.6か月であったものを半減させると、14か月にするという目標のもと、毎年の目標値を定めていきたいと考えておるところでございます。

その後、今度、その考え方のもと、総括表を、恐縮でございますけれども、ごらんいただければと思います。特許につきましては、平均11か月が達成されようとしておりますので、11か月を切るということで、目標とさせていただきたいと考えております。

一方、権利化までの期間、最終的に14か月にするというところでございますけれども、今年度につきましては、まず最初に大きく加速することから、平均20か月台前半ということで、25か月よりも下であるということで目標としたい。

それから、品質管理につきましては、これは新しい取組でございますので、まずは外部委員会を設けて、ここで目標設定させていただきたい。それから意匠も同様に、現在、6.4ということを目標にしておりまして、24年度は6.4か月でございましたけれども、大変短くなっておりますので、6.3と。

全体の権利化までにつきましては、7.6の実績に対して、新規でございますけれども、7.5。品質管理は特許と同様でございます。それから、商標につきましては4.2でございまして、これは25年度の目標から大幅にカットしようと思っております。それから、権利化まで、これも新規で6.6、24年度に対して6.2、品質管理、これも同様でございます。

審判につきましては、拒絶査定が先ほどの絵にありましたけれども、あった場合に、出願人からこれに対して不服審判ということができまして、合議体で審理をするわけでございますけれども、最新で出ております実績14に対して12.6を切ると。意匠は6.1に対して6.0、商標については6.6から6.5ということで、これらについては、先ほど申し上げました

けれども、当事者の意見陳述の機会を設けつつ、できるだけ短くしたいと思っております。

審判につきましては、品質管理というのが海難審判でこういった事例を分析して公表することによって外部の皆様のチェックをしていただきたいという事例がございましたので、これについて20以上の分析・公表させていただきたいと考えております。

最後は形式審査ということでございますけれども、方式審査とって、最初、きちんと出願書類がきちんと書かれているか。実体審査に入る前に。これは機械で基本的にやっておるわけでございますけれども、現在の目標が5日以内というのに対して、ちょっと複雑ですけれども、特許は4日以内、意匠、商標は即日でレスポンスを返すということを考えています。

特許の4日以内というのは、現在実はちょっと古いシステムというか、早くつくったものですからどうしても4日かかっておりますけれども、これについても早急にシステムを改造して、商標と同様に即日することを考えておりますけれども、来年度につきましては4日以内ということにしたいと。

移転登録につきましては、これは実際に人が見て登録をきちんとしないとイケませんので、全件10日以内ということで、現状と同様の目標とさせていただきたい。電子出願システムにつきましては、これは止まっては大変でございますので、全て通して安定稼働。

特許公報、これは、特許になっても実際公報が出るまで12週かかっておりますので、権利化されても早く人に公示されないという問題がございましたので、これは新たに8週という目標を立てて、より全体的な迅速化に資したいと考えております。

最後になりますけれども、この参考資料の一番後ろの方、7ページ、8ページをごらんいただければと思います。私ども、審査官室は諸外国と比べて大変少ない人数でやっております、特許につきましては、審査官当たり、処理件数がアメリカ、ヨーロッパに比べて非常に多いという中、一層頑張ってもらいたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○中石課長　それでは、御質問、御意見、よろしくお願ひいたします。

○山谷座長　2点ございまして、当然のことながら、是非簡単な形で教えていただきたいのですが、品質管理がそれぞれあって、新規、新規でございまして、外部委員会で設定するというの具体的なはどういうことをお考えなのかというのを1つ教えていただきたいのと、それからもう一点御質問は、少ない人数でいろいろ、先ほど一番最後で伺ったのですが、残業というのはどのぐらいのものなのかという、要するに、余り非人間的な残業

が多いと問題なのかなあというのがありまして、これを教えていただきたい。

○説明者 品質管理につきましては、これからまさに外部委員会の先生の御意見を伺わないとできないのでございますけれども、今考えられておりますというか、念頭にありますのは、国際段階に行った段階で、今、日本に出願して、国際的に出願されて、違う判断が出る場合というのがございますけれども、そういった指標でありますとか、そのほか、同じような案件で審査がばらつかないかとかいったようなことを総合的に勘案するというのを考えていますが、これは、恐縮でございますが、これから検討してまいります。

それから残業につきましては、実績値は持っておらないのですけれども、このF A11を達成するために、審査官当たり10%多く処理するという目標を実は今年度末まで掲げておりました。11か月を達成したということで、まさに、今、委員の御指摘どおり、今後も負担によってやるというわけにはまいりませんので、この10%は解除するというので、もう既に職員には通知しております。

○石田委員 どうもありがとうございました。

特にF Aのところの目標達成などについて大変敬意を表したいと思っておりますし、加えて、審査の質についてもということで、大変革命的な計画といいますか、方針をお立てになって、これに対しても大変敬意を表し、私、以前から、このF A課題につきましても、審査の質ということについてどのようにリンク又は兼ね合いを織り込めるのかということやずっと考えていた次第ですけれども、実際に審査の質について、これは外部有識者で構成する云々という説明がございますけれども、審査の質というのは例えばどういう基準又は目標又は理念、その辺が非常に重要だと思うのですね。

例えば特許で言えば、登録率を下げれば質が良いかどうか、それは素人的ですからそういうことはあり得ないと思うのですけれども、何か指標みたいなもの。

○説明者 まさに登録率というのはその年によって非常に変動がありまして、実は今は出願人の方が、お金が無駄にかかってはいけないので出願を絞っているのが登録率上がっております。今、7割ぐらいの合格率ですけれども、だからといって、それが質悪いかというと、そこは確かに、委員おっしゃっていただいたとおり、今まではないのですけれども、これはサンプルチェックで、実は中にもきちんと品質管理委員会というのを作って、そこでちゃんとデータを取って外部委員の方にお示しするということになると思うのですけれども、類似事例、あと外国の審査の状況などを見て、同じようなものについて違う判断がないだろうかと。これは商標についても特許についてもそうですけれども、そういっ

たことが1つあるのかなと思いますけれども、その過程でも、広くまた委員の先生方のお恵もかりながら、分かりやすいような基準にしたいと思っております。

○平石委員 品質管理、非常に難しいと思うのですが、目標をこれから外部委員会で議論しながら設定していこうということですね。これは26年度一杯かけてという。

○説明者 26年度の、中の議論は、恐らく、この春ぐらいに議論をして、外部にお示しして意見を固めながらということですので、できるだけ早目にまたお示ししたいと。しかも、数値的に計れるような目標をと思っております。

○平石委員 いわゆるKPIを設定しようということですよ。それで、春ごろにできれば設定して、26年度、残りの期間、それでもって評価していこうという計画ですか。

○説明者 はい。

○平石委員 品質特許は最終的には国全体の特許収支に行き着くかなあと思うのですが、そこへの道筋というのはなかなか難しい。

○説明者 まさに数字がどうなるかというのは市場の問題でございますけれども、我が国は今、特許収支というのは実際にはここ10年でやっとならなくなった状態でございますけれども、これから技術で食べなければいけないということですが、これは私ども、特許の権利化だけではなくて、技術だとか産業政策とも一緒になりますので。ただ、そこは特許庁に限ることなく、経産省又は政府全体として議論していかなければいけませんし、国会においてもいろいろ御指摘をいただいているところでございます。

○平石委員 ありがとうございます。

○中石課長 御意見2つありましたけれども、ほかに特にございますか。

よろしいですか。

ありがとうございます。今、様々に御意見いただいたものを踏まえまして、今年度末までに来年度の26年度実施の目標を定めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

では、次の議題に移りたいと思っております。次の議題は、「移行済公益法人の権限付与に係る事後的確認について」ということで、本件につきましてはまた皆様に御意見を賜りまして、最終的に今回の私どもの作業についての御了承をいただきたいと思っております。

では、説明者の方、よろしく申し上げます。

○説明者（鈴木課長補佐） 政策評価広報課で公益法人担当している鈴木と申します。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料5を見ていただきたいと思いますが、「政府系公益法人の新制度への移行に係る事後チェックについて」ということで、政府系公益法人といいますと、常勤の役員に国家公務員OBがいるであるとか、収入の多くを国や独法からの支出に頼っているとか、また、法令なんかで業務に資格付与であったり、指定法人として事業が設けられている、こういった法人がいわゆる政府系公益法人と言われているところでございますが、これが新制度への移行、公益法人制度改革によりまして、それまでは民法34条に基づきまして、各省ごとの各省大臣の設立認可、また監督権限下にあった公益法人でございますが、これが新制度で、一般社団法人でありますとか一般財団法人、又は公益財団法人、公益社団法人、また監督官庁の方は、公益法人ですと内閣総理大臣に移行したわけでございますけれども、その移行期間というのが、平成20年の12月1日から今年の平成25年11月30日までが移行申請期限でございました。

そういった各省所管の公益法人制度から一般法人若しくは公益法人制度へ変わる際に、公益法人の支出の状況であるとか権限付与について、その透明性とか効率性、必要性について改めて点検・チェックしていきましよう。それまでも公益法人制度改革についてはいろいろ点検とか法令改正を行ってきましてけれども、このタイミングでもう一度目を通していこうというようなことでございます。

1. の(1)「背景」でございまして、今申し上げたとおり、移行時にチェックしていきましよう。ただ、これもこれまで所管していた省の内部だけで点検しましたということではちょっといけないということで、内閣府から第三者の方々にチェックもしていただく必要があるのではないかということで要請がございました。

(2) の「対象法人・事業」はどういったものかということでございますけれども、これも法人の常勤役職員に国家公務員出身者が就いている法人で、国から権限付与されて業務を実施している法人のうち、当該業務を独占しているような法人について実施する。

(3) の「観点」でございましてけれども、対象事業について、業務独占に係る業務については、当該業務を当該法人のみが実施することが必要性・効率性の観点から適当か、当該法人以外の指定・登録を促進するための措置を講ずる必要はないか等についてチェックしていきましようということでございます。

2. 「事後チェック結果」として、省内担当課、私どもの方でチェックしたところ、対象の事業となるものは、24年度の移行法人については5事業ありましたということでございます。



次のページでございますが、具体的な「チェック対象事業の概要」でございます。最初に書いてあります特定家庭用機器廃棄物の再商品化の実施等、これはいわゆる家電リサイクル法と言われる法律でございます、この実施法人は一般財団法人の家電製品協会、権限付与の形態は指定、公益法人要件の有無は、一般法人であってという、特に公益法人ということでの限定はされていません。複数指定の可否、これは一つの団体に限るということは法令上は規定しておりませんので、複数も可能な状態にしてございます。

この家電リサイクル法上の指定業務でございますが、大手の家電メーカーですと、原則、自分で家電製品の再商品化、回収しリサイクルする義務が発生しますけれども、中堅メーカーであったり中堅の輸入事業者は、独自にリサイクルするのは非常に難しいものですから、この家電製品協会にリサイクルを委託するというような形になってございます。

次の鉱害防止業務、これは公益財団法人の資源環境センターに権限付与が指定されております。これも公益法人要件がなく、一般財団法人、一般社団法人ということです。これも複数指定は一応認められてはいますけれども、実際上は1つになってございます。

鉱害防止業務といいますのは、金属鉱山、これが閉山しまして、その後、鉱山から排出される廃水が重金属を含んでいたり、強い酸性を帯びていたり、いろんな有害物質が含まれているような場合、無害化したり、影響がない形で廃水せざるを得ない。これも排出者の責任、鉱山を採掘していた事業者の責任に基づいて鉱害事業はやられるべきものでございますけれども、そこの、かつて鉱山を採掘していた事業者が誰であるかわからない、若しくは、鉱山開発事業者が倒産してしまったということで、鉱害防止する能力が全くないという場合に、この資源環境センターが鉱害防止、廃水処理事業を行うということになってございます。

次のエネルギー管理士試験、エネルギー管理講習、エネルギー管理研修、これは一般財団法人の省エネルギーセンターで実施しております。いわゆる省エネルギーのための、エネルギー管理士試験はエネルギー管理士という国家試験を実施しているわけでございます。一定規模以上の大規模な工場では、使用するエネルギーを適正に管理し、省エネに努める上での管理業務が発生しますので、エネルギー管理者の設置が義務づけられていますけれども、そのための資格としてエネルギー管理士というのが設けられておりまして、その試験を実施する法人として指定を受けております。

次のエネルギー管理講習は、大規模な工場ではないけれども、大規模な商業施設であったりオフィスビルのような場合には、一定の研修、講習を受けたエネルギー管理員が省エ

エネルギーのためのいろんなエネルギーを管理していくという制度になってございます。エネルギー管理研修の方は、実務経験を経た人が1週間程度研修を受けて、修了試験を経た上でエネルギー管理士の資格を得るといような仕組みになっておりまして、このエネルギー管理研修につきましてのみ、指定ではなくて、登録。一定の要件を備えれば、行政の裁量なく登録が認められるスキームということになってございます。

この3つの業務、省エネセンターがやってございますけれども、エネルギー管理士試験のみは1つということで、法令上規定されてございます。

次の(3)の「点検結果」でございますけれども、点検を実施した5事業の点検結果、省内担当課、私どもで見たところ、次のようなことになるのではなかろうかということで整理しました。

①として新規参入促進の取組をより具体的に実施した方がいいのではないかとということで、3つの事業がそれに当てはまるのではないかと。申請を行う者が要件を満たせば、指定を受け業務を行うことが可能な仕組みであることを当省ホームページで広く周知していく。特定家庭用機器廃棄物の再商品化実施等事業、エネルギー管理講習、エネルギー管理研修についてホームページ等で、一者に限定しておりませんよと。要求を満たせば誰でも指定を受けることは可能でございますというのを知らしめていこうと。

②として、事業特性から一者指定はやむを得ず、当該法人が継続して事業実施していくことが妥当であるものとしたのが2つの事業であると。まず1つとしては鉱害防止事業でございます。新たな休廃止鉱山の増加は見込めず。全くゼロということではございませんで、誰が採掘している、誰が実施して鉱山開発をやっているか、不明な鉱山は最近ほとんどなくなりつつありますし、そういった意味で、それがまた廃止するとか休止するような鉱山というのはそれほど増えないということです。また鉱害防止事業に経済性はなく、交通事情の悪い山間奥地の休廃止鉱山の抗廃水処理という特殊事情であるため、他の主体の参入可能性はかなり低いのではなかろうかと。

もう一つは、エネルギー管理士試験でございますが、試験は、複数の法人で実施した場合、試験レベルの統一が困難であり、試験間の不平等が起こる可能性があるということで、この2つは一者指定はやむを得ないのかなと。ただ、この事業実施につきまして、適切になされているか、また監督は適正に当省として、していかなければならないということで、担当課の方も考えてございます。

3の「今後の対応」でございますけれども、今回、委員の先生方に御覧いただいて、ま

た御意見等ございましたら、それを踏まえた上で、その結果、後ろについています個票について経産省のホームページに掲載していくことを予定しております。

以上でございます。

○中石課長 ありがとうございます。以上につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○平石委員 鉱害防止について、いろいろ検討してみると、事業性はないだろうということですね。こういう場合に、ちょっとよくわからないのですが、制度としては一法人に限定せずに、ドアは開くのだけれども、結果として誰も手を挙げないというやり方ってあり得るのでしょうか。

○説明者 この最初に書いてあります家庭用機器廃棄物の再商品化の実施、これは家電製品協会で行っていますけれども、これも一者に限定してはいないのですね。誰でもその指定要件を満たせば申請して、環境省と経産省がそれをチェックして認定できるという仕組みになってございます。エネルギー関係の省エネ関係の講習、研修についても、これも一つに限定するというのは法令上ないので、一応ここも複数の事業者が可能な状況でございます。

○平石委員 その辺は、公開されるときに、制度としては複数の事業者の指定は可能なのだけれども、結果として一事業者だよというのが分かるように公表される予定でございましょうか。

○説明者 今回、内閣府から事後点検のチェックをお願いしますというのは、この制度上だけでなく、実態上、一つの事業法人になっている場合についてチェックしてくださいということです。ですから、事後チェックするところは、仕組み上は複数も可能であるけれども、一者独占の状態のまま続いているという事業について、チェック結果を公表するというスキームでございます。

○平石委員 わかりました。

○中石課長 いわゆる一者応札の状態になっているものについて、理由があるのかもしれませんが。その理由と現状をチェックするということで、今回チェックしたいということです。

○平石委員 違いますものね。ドアを開くのと門戸を開くのは。

○中石課長 はい。

ほかにございませんでしょうか。

よろしければ、ただいまの政府系公益法人の新制度移行に係る事後チェックについて、政評懇談会として、このチェック、行った結果について了承ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、次に移りまして、議題3でございますが、「政策評価基本計画の改定について」ということでございます。それでは、説明者からお願いいたします。

○小林専門官 お手元の資料6という横長のパワーポイントの資料になります。今回、政策評価基本計画改定ということで、政策評価の単位を少し見直そうかと思っております、そのポイントを御説明させていただければと思います。

開いていただいて1ページ目、政策評価の基本的な政府の体系ですけれども、御案内のとおり、法律に基づいて各省で基本計画を定めて、それに基づいて政策評価を行うという体系になっておりまして、我が省、現行、この下に書いてある5政策軸で政策評価を実施しているというのが現状でございます。

2ページ目は、周辺情報としてですけれども、政策評価、あるいはPDCAといったことはどんどん政府の中でも定着してきておりまして、現行の成長戦略、あるいは骨太の方針なんかにもその重要性というのが位置付けられてきているということでございます。

まためくっていただきまして、3ページ目になります。これはちょうど去年の年末の動きですけれども、政策評価を所管する総務省の方針として、政府全体の政策評価の方向、取組の方針として標準化、これは各省の政策評価の取組を5段階に区分して、5段階評価でつけていくと。これはもちろん、目標を決めて、その指標を決めるということが前提になっております。

あるいは右側の重点化といったところは、時期を、何年かに1回政策評価を実施する、あるいは内容についても、目標に対して実績がどうだったかというところをしっかりと踏み込んで分析していきましょと。基本的にこういう枠組で今後やっていくということで、これも来年度、もう4月からこういった方針で取り組むということになってございます。

続きまして4ページ目ですけれども、御案内のとおり、行政事業レビューについても、後ほどちょっと詳細を御説明いたしますけれども、現政権においても定着してきており、去年に引き続き今年も取り組んでいくということになってございます。

ページおめくりいただきまして、こうした背景を踏まえてということでございますけれ

ども、現行、5政策軸ということの、ある意味、これは3年間やってきた総括ということになります。

後ろの11ページの方にちょっと飛んでいただけますでしょうか。こちら、我々の政策体系のこれまでの歴史ですけれども、10年ちょっと前から取り組んできておりまして、基本的には、この政策評価基本計画の改定に合わせて大括り化が進んできた歴史がございます。始めた当初、107あったものが、その後、34になり、それが、今、5軸17というところになっていまして、節目節目でそれぞれ、作業負担の軽減であるとか、目標設定と管理がしやすい単位を追求するとか、あるいは、5軸にしたときは行政事業レビューが導入された時期でもありましたので、その関係で、この政策評価自体はより大きな単位にしていこうということで、3年前に5軸という単位がつくられたという経緯がございます。

戻っていただきまして、5ページ目です。そうした中で、この5軸、やってみてどうだったかというところの総括としてですけれども、大括り化で、スリム化しましたというところはあるのですけれども、その反面ということで申し上げますと、実際の施策の単位としては、例えば経済成長というところを見てもお分りのとおり、ちょっと大きいということがございまして、そういった意味で、政策軸レベルで目標を立てたり、あるいはそれに進捗管理していくというところを考えたときには、やややりにくいという反省がございます。また、各政策軸にぶら下がる事業との関係を見ても、なかなかその関連性が薄くなっているというのが現状かなと思っています。また、我々の政策を実施する組織との対応という意味でもやや複雑化してしまっているなあというのが現状でございます。

こうしたことを踏まえまして、よりPDCAを実効的なものにしていくということを考えると、もうちょっと施策のまとまりであるとか、あるいは組織のまとまりというのを意識した施策単位にしていく必要があるかなということで、今回、施策単位の見直しということをしてきた経緯がございます。

6ページ目をあけていただきまして、どう変えるのかというところですが、今回、その下の表のとおり、前からの言い方ですと、6軸で27施策ということで、経済産業、個別産業、対外経済、中小・地域、エネルギー・環境、保安・安全という軸のもとに27個の施策を設定し、基本的にはこの27の施策の単位で政策評価をしていくというところがございます。この単位でそれぞれ目標、あるいは指標を設定し進捗を管理していく。また、その実績との関係性についても今後検討していくということでございます。

ポイントとしましては、現行の5軸は割と理念に重きを置いて設定されてきたのに対し

て、今回、やや現場の目線に即して、政策のまとめり、あるいは組織との対応関係なんかを重視しまして、このような施策に設定させていただいたということとなっております。

7ページ目ですけれども、この施策の体系の見直しを踏まえてですけれども、今後どういう方向で政策評価をやっていくのかというところで、我々、大きく5つ考えておりました、1個目は、御説明のとおり、27の施策にまず再構築させていただきたい。

その上でということで②ですけれども、PDCAサイクルを強化するというので、次の8ページに、これはやや内部のスケジュールで恐縮ですが、我々、夏の8月末に、概算要求に向けて、毎年、春先から次年度の政策を議論していく流れがあるのですけれども、ここで言うと、真ん中の施策のところの事後評価書、これがある意味、この政策評価のアウトプットになるわけですけれども、これを昨年までは8月のまさに予算要求と並行して作業していたところ、PDCA等しっかり生かしていくという観点から、もうちょっと前倒しして、その見直しの結果も踏まえて次年度の要求をしていくようなスタイルが作ればと思っております。

これが「PDCAサイクルの強化」というところでございます。

また7ページ目の③「規制・法令の評価の強化」ですけれども、これについては、昨今、成長戦略の中でも規制改革というものはかなり重要なものとして位置付けられているということに加えて、これもちょっとまたページ飛んでいただいて恐縮ですけれども、12ページをごらんいただければと思います。

この図は、各政策のツールが、横軸が事前か事後か、あるいは縦が、上から政策、施策、その下にぶら下がるツールとしての各予算、税制、法律、組織とマッピングしたときに、評価の体系がどういう枠組に基づいてどういうところに設定されているか。これを見たときに、例えば予算なんかは行政事業レビューでがっちりあり、税制も租特の評価みたいなものもあるという中で、法律というところを見ると、事前のところは、今もRIAと呼んでいる枠組がございます。一方、事後はということになると、必ずしも今評価の枠組というのはないという状況がありますので、こういったことも踏まえて、今後どういう取組ができるのかというところを規制の部分については検討する必要があるかなと思っております。

また7ページに戻っていただいて、④です。こちらはずうっと課題としてあるところですが、定量的にいかに関係を評価していくかというところ、非常に重要だと思っております。いろんなトライアルをしながら、その評価の手法を確立していきたいと思っております。

⑤は知の構造化ということで書かれていますけれども、政策評価をより大きな施策について本格的にやろうとすると、記録がちゃんと残っているかということが非常に重要ですが、当省、必ずしも、記録が十分に保存できているかという点、なかなかそうではない部分もあるのが現状でございます。そういった意味で、地道なところですが、文書整理であるとか、あるいはそれを電子化、データベース化して、すぐに引っ張れるようにするというところと、あとは政策史の編纂、こういったものを進めていく中で、記録を効果的に蓄積して将来の政策の企画立案、あるいは評価に生かしていく、こういったことも政策評価という観点からも大事ではないかと思っている次第でございます。

以上、簡単ではございますけれども、今回の基本計画改定のポイントと政策評価の今後の取組についてということで説明させていただきました。

○中石課長　では、以上の説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

○山谷座長　また2点お願いします。

ちょっとわからないので教えていただきたいというのが1つですが、例えばこのスライド7に①から⑤までありますが、③の法令の評価の強化、法令の評価って、ちょっと具体的なものを教えていただきたい、これが1つ目です。

2つ目が、ちょっと技術的な話ですけども、政策評価って、今まで予算との連結のときに最大の問題というのが、評価書が出てきたときの、例えば25年度の評価書が出てきたときに、実は予算編成作業が27年度だったという問題が随分あったのですが、それはこのスキームでクリアーできるものなのですかというのを教えていただきたい。

それに併せて、ほかの役所で言いますと、例えば施策単位で政策評価をやって、これを予算に反映させるという言い方をするのですね。そうすると、予算の単位は施策なのかなあとおっしゃるのですが、経産省ではどのようにそれを処理されるのか、これも併せてお願いたします。

○小林専門官　まず、予算の時期の点ですけども、これは非常に難しいんですけども、おっしゃるとおり、25年度にやった評価を反映するのは27の予算の編成ということにならざるを得ないかなと、そこは制度上思っております。

その上でということで申し上げますと、単位も、施策という単位にすると、予算だけでなく、あるいは税制、法律も含めてのその施策としての在り方ですね。その部分をなるべく明らかにしていく。その中での予算の位置付けなんかを議論できればいいかなと今考

えているところでございます。

あと規制の具体的なところ、まさにこれから議論というところではあるのですが、大きく分けて、法律といっても、おっしゃるとおり、規制の話と、あるいは振興法的な話もありますので、そこで議論はやや種類が違うのかなとは思っておりますし、そこも含めて、どんな法律を念頭にこれからどんな取組やっていくかというのはちょっとこれから考えていきたいなと思っております。

○山谷座長 多分、政策評価のプロトタイプ的なイメージはこの話なのだろうと思うのですよ。だから、それは、ある意味、少し大事に作り上げていければ、多分、ほかのお役所がまねするようなものになっていくのかなと思いますね。ありがとうございます。

○中石課長 補足しますと、今気づいたのですけれども、この事後評価の結果を何に反映させるかというのは、1つ、お話ありました予算要求というのがありますけれども、もう一つは、来月4月から始まる予算執行ですね。その前の年度までの政策評価の状況を踏まえて、次年度の予算執行についても、仮にその政策意義がなくなったものは止めることもあるかもしれませんが、あるいは、ちょっと状況の変化があるのであれば、執行の運用改善の面でも対応するということがありますので、そこは2段階あるのかなという感じでは思っております。

○山谷座長 分かりました。

○石田委員 ありがとうございます。資料の7ページに関連して、「今後の政策評価の取組」の④「定量的評価手法の確立」のところに関連して、私、非常に重要な部分だと思うのですね。すなわち、政策評価というのは結果確認的に、政策目標なり政策課題が数字又は定量的な評価できるような指標がないと評価というのは難しいと思うのですね。例えば先ほどの特許庁さんの関係で言えば、審査の質というときに、特許率ではなくて、特許したものが無効審判で、無効になった率というのはかなり重要な指標だと思うのですね。

そして、ちょっと専門的になるのですけれども、104条の3があって、企業の社長から見ると、特許があるよと。君たち、これで競合会社、あそこを排除してくれ。で、特許権行使をと思ったならば、無効の抗弁、すなわち、その特許には無効性があるので、裁判所では特許権の行使を認めない。これがものすごく多いのですね。ということは、無効の抗弁が成立した数字的なものというのはかなり重要な評価指標だと思います。そのようにして、定量的な評価手法の確立というのは、政策評価、あるいは計画の結果確認的な評価として非常に重要だと思うのですね。



したがって、結論的には、多少意見になるのですけれども、この手法の確立ということについては、どういう法的構成効果、政策の目的、効果をどのように考えて何をやろうとということの評価が私は重要だと思うのですね。F Aで10という数字を達成すればそれで良いということだけではいけない。ということは、定量的な評価手法というのはどのように作るのか。一例で申しましたけれども、例えば無効になってしまう確率、無効の抗弁が成立してしまう確率、そのようなものが従来はまだまだ不十分なのです。

これは一例を申しました。意見的なものは多少あるのですけれども、よろしく願います。特にコメントは結構でございます。ありがとうございます。

○中石課長　ほかにございますか。

○平石委員　1つ質問よろしいでしょうか。5ページ目のスライドで、5軸をもう少し分けますよという絵があって、6ページ目で、さらに分けると27個の政策ですよという読み方でよろしいのですかね。

○小林専門官　そうですね。ちょっと分かりにくかった。5ページ目にぶら下がっているこの5軸のさらに下、ぶら下がっているのは、現行、5軸17分野と申し上げていまして、一応これが現行のぶら下がりの図なのです。ただ、評価の単位がこの5軸でやっているというところが現状です。

○平石委員　5軸で括っているということですね。

○小林専門官　そうですね。それを、今回、6ページの表のように、5軸17に合わせると申し上げると6軸の27施策になります。かつ、評価の単位を6でなくて、27にしていこうというところがポイントになっています。

○平石委員　施策ごとに評価しようということですね。そういう意味では、6ページの27個と5ページの17分野というのは、この資料からだけだと、1対1に対応するわけでないという読み方でよろしいのですかね。

○小林専門官　そうですね。分野によって、5ページ目の17個の右側ですね。例えば化学物質とか製品安全とか産業・保安、こういった分野は引き続き、6ページ、今回の27施策にもほぼ同じような枠組で設定されています。

○平石委員　同じ括りというか、同じタイトルで入っていると。

○小林専門官　そうですね。ただ、左側の特に経済成長とかこういったところは今回の27個には全く別の政策のまとまりとして入ってきていると。これは完全に組み換えております。

○平石委員　それで、説明があったかもわからないのですけれども、この27の方が今の組織との親和性がいいということですか。

○小林専門官　そうですね。例えば経済成長というところを見ても、これにぶら下がる施策というのは、本当に我々いろんな部署でいろんなことをやっています、必ずしも1つにまとめ切ることがなかなか実務的に難しいところがありまして、そういった意味で、27個の施策は、大体1つの局で閉じるような形になっていまして、非常に現場目線からしても現場の感覚に近いということです。

○平石委員　それはそれで非常に大切なことだと思うのですけれども、逆に、今の組織ってかなり昔からの組織なので、今の環境に合わせるために組織そのものに手を加えた方がいいんじゃないのというところが埋もれてしまうことはないですかね。

○小林専門官　おっしゃるとおりで、組織の見直しも、この話はちょっと別途省内的には議論されておりまして、その動向を見て、またちょっと併せて政策体系も変わっていくものだと思っています。

○平石委員　分かりました。ありがとうございます。

○石田委員　言葉だけ、1つだけ。今の点に関連しますけれども、6ページのいわゆる6軸にこれからは設定されていくわけですけれども、理念から現場へ的に、先ほどの御説明だとちょっと聞こえたのですけれども、私は、現場が非常に重要だと思うのですけれども、併せて現場を理念でちゃんと包んでいくということが重要なと思うのですけれども、いかがですかね。

○小林専門官　そこはおっしゃるとおりだと思っています。なので、今回、この施策単位でいろんな目標なんかも掲げていくことを考えていますけれども、そういった中で、組織としての目標だったりまとまりというものともしっかりそこはリンクさせたもののできればなと思っています。

○中石課長　そうしますと、おっしゃられた中で、27施策に分けますと、各担当部局が大体ニアリーイコールになりますので、責任単位が明確化するだろうということと、それから、昨年、一昨年といろいろと御面倒かけた事業レビューも、この事業はどこに、何に属する事業かという場合の対応関係が明確になるだろうということかと思えます。

他方で理念のお話、確かにそのとおりでございますけれども、これは経済産業、個別産業、対外経済とここに6つほどワーディング並んでいますけれども、まさしく我々の経済産業省の主要ミッションが並んでいるものでありますので、そこは私どもの経済産業全体

の理念がはっきりしないということと同じような議論になってしまうかもしれませんが、私どもは毎年、また今年も4月に産構審を開きまして、私どものミッションは何かということを整理しているところでございます。またその辺でも御理解いただければと。

以上につきまして、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

では、いただいた御意見を踏まえまして、私どもの政策評価基本計画を改定してまいりますので、またよろしく願いいたします。

では、4番目の議題になりますが、「平成26年度行政事業レビューについて」、御説明申し上げます。

○小林専門官 お手元資料7の一枚紙で、「行政事業レビューの実施に向けた改善策について」というワードの資料でございますが、よろしいでしょうか。

昨年に引き続き、今年、来年度4月以降、また行政事業レビューの取組を実施することによって、こちらの紙は、先日の行政改革推進会議の方で、その実施の方向性ということを示されたものでございます。これは御紹介だけさせていただいて、また4月以降、いろいろな行政事業レビューの作業等、いろいろ先生方をお願いしなければいけない場面もかなり出てくるかなと思っておりますので、ちょっと御紹介させていただければと思います。

ポイントですけども、1.の(2)の例えば指標のところですね。先ほど御議論ありましたけれども、やはり定量的な指標を基本的に推進していくと。その中で、それが困難なものでも、定性的な目標は必ず書くという方針になっております。

また、2.の「外部有識者の点検」というところはまさに先生方に関わるところでもありますけれども、昨年に引き続き、外部有識者会合を組織して、各省ごとに取り組んでいくと。全事業ではないのですけれども、ある一定の事業が外部有識者の方の点検を経てレビューを行っていくということに、今年もなっております。その中で、昨年との違いという意味で言うと、選定の考え方であったりそのポイントというのは、昨年、これは各省それぞれ取り組む中でということもあるのですけれども、外部有識者の先生方と認識をすり合わせて、その上でしっかり選んでいくということが書かれております。

めくっていただいて、公開プロセス、これも昨年に引き続き実施します。昨年との違いは、廃止判定が復活するということになっておりまして、これは賛否両論あるのですけれども、行革の方としては、この公開プロセスにしっかり緊張感を持たせるということをやりたいということで、今回、廃止判定が追加ということになっております。

それと、例えば4. のところは逆にということで、ただ切るだけではなくてという面で申し上げますと、優れた取組というのは優良事例として政府内で横展開していくということも位置付けられておまして、また、6. ですね。例えば若手の研修とかにも生かしていく、あるいはレビューシートもデータをしっかり蓄積できる形で今後にも生かしていくと。このような方針が決まっているところでございます。

具体的に今後の予定を申し上げますと、4月以降、まずこの外部有識者会合を立ち上げるに当たって、また先生方にも御相談申し上げることがあるかもしれないと思っておりますし、6月、7月、公開プロセス、あるいは外部有識者会合をやっていく中でまたいろんな点検作業が発生しますので、その際はまた御協力いただきたいと思っております。

以上です。

○中石課長 以上につきまして、御質問、御意見等、よろしくお願いいたします。

○山谷座長 廃止を追加するという、これは、もし廃止と出ていた場合は。

○小林専門官 その位置付け、一応行革の位置付けとしては、廃止イコール絶対廃止しろということにはなっていて、そこはその判定を踏まえて各省で判断してくださいというふうにはなっています。ただ、その御意見としてはしっかり尊重して、何らかの対策を打つというのは必要かなど。

○山谷座長 もう一つ何かがあるわけですね。了解しました。

○中石課長 特によろしゅうございますか。

では、レビューの件でもよろしくお願いいたします。

○中石課長 それでは、以上をもちまして本日の政策評価懇談会を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——